

# 熊本県農業近代化資金事務取扱要領

## 第1 趣旨

この要領は、熊本県農業近代化資金融通措置要項（以下「要項」という。）第3の4の規定に基づき、農業近代化資金の融通に関する細部にわたる取扱いについて定めるものである。

## 第2 借入手続及び利子補給承認申請手続等について

### 1 借入手続及び利子補給承認申請の手続き

借入手続及び利子補給承認申請の手続は、次のとおりとする。

なお、借入者は、実際に資金を必要とする時期（農業者等が当該資金を使って農機具等を購入する時期をいう。）より極力早い時期に借入申込手続を開始することが望ましい。

(1) 要項第2の2の(1), (2), (4)及び(5)に掲げる融資機関が、要項第2の1の(1)に掲げる者に貸し付ける場合（以下「個人の場合」という。）の利子補給承認の申請手続は、熊本県農業経営改善関係資金基本運営要領（以下「運営要領」という。）に定めるもののほか、次のとおりとする。

ただし、要項第2の3の(1)の(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合については、次の(2)の規定によることとする。

ア 借入者は、運営要領第3条の規定に基づき経営改善資金計画の審査を受ける際に、必要に応じて第1表（農業近代化資金借入申込書添付書類一覧表）に掲げる添付書類を、運営要領に定める窓口機関等に提出するものとする。

イ 経営改善資金計画の審査を受けた結果、本資金を借り入れることとなった借入者は、運営要領に定める借入申込書（運営要領別記第9号様式及び運営要領別記第10号様式。以下「運営要領借入申込書」という。）を融資機関の長に提出するものとする。

ウ 運営要領借入申込書を受理した融資機関の長は、農業近代化資金利子補給承認申請書（別記第1号様式。以下「利子補給承認申請書」という。）に記入・押印のうえ、融資審査等総括表（運営要領別記第7号様式）の写しを添付して所轄市町村長に提出するものとする。

エ 利子補給承認申請書（運営要領借入申込書及び融資審査等総括表の写しを含む。以下同じ）を受理した市町村長は、当該利子補給承認申請書を所轄広域本部地域振興局長（又は県央広域本部（農政事務所）長。以下「振興局長」という。）に送付するものとする。

オ 運営要領借入申込書及び利子補給承認申請書の提出部数は次のとおりとする。

提出先	運営要領借入申込書 (運営要領別記第9号、10号様式)	利子補給承認申請書 (別記第1号様式)
借入者から融資機関の長へ	3部(正1部、副2部)	—
融資機関の長から市町村長へ	2部(副2部)	2部(正1部、副1部)
市町村長から振興局長へ	1部(副1部)	1部(正1部)

カ 融資機関の長は、貸付けを受けるものが要項第2の4の(1)のイの規定により知事

の承認を必要とする者であるときは、農業近代化資金貸付合計額承認申請書（別記第2号様式）に運営要領借入申込書を添付し市町村長を経由のうえ所轄振興局長に提出しなければならない。

(2) 要項第2の2の(1)に掲げる融資機関が、要項第2の1の(2)から(4)までに掲げる者に貸し付ける場合（以下「二分共同の場合」という。）の利子補給承認の申請手続は、次のとおりとする。

ア 借入者は、農業近代化資金借入申込書（別記第3号様式。（以下「借入申込書」という。））に第1表に掲げる書類を添付し、当該融資機関の長に提出するものとする。

イ 借入申込書（添付書類を含む。以下同じ）を受理した融資機関の長は、内容を審査し貸付けを適当と認めたときは、利子補給承認申請書（別記第1号様式）に記入・押印のうえ、所轄市町村長に提出するものとする。

ウ 利子補給承認申請書（借入申込書を含む。以下同じ）を受理した市町村長は、内容を審査し利子補給を適当と認めたときは、当該利子補給承認申請書を所轄振興局長に送付するものとする。

エ 借入申込書及び添付書類並びに利子補給承認申請書の提出部数は次のとおりとする。

提出先	借入申込書 (別記第3号様式)	利子補給承認申請書 (別記第1号様式)
借入者から融資機関の長へ	3部(正1部、副2部)	—
融資機関の長から市町村長へ	2部(副2部)	2部(正1部、副1部)
市町村長から振興局長へ	1部(副1部)	1部(正1部)

(3) 要項第2の2の(2)から(5)までに掲げる融資機関が、要項第2の1の(2)から(4)までに掲げる者に貸し付ける場合（以下「一分共同の場合」という。）の利子補給承認の申請手続は、次のとおりとする。

ア 借入者は、借入申込書（別記第3号様式）に第1表に掲げる書類を添付し、所轄市町村長及び融資機関の長に提出するものとする。

イ 借入申込書を受理した市町村長は、内容を審査のうえ、所轄振興局長に送付するものとする。

ウ 借入申込書を受理した振興局長は、内容を審査し適当と認めたときは、融資意見書（別記第9号様式）を知事(団体支援課)に進達するものとする。

エ 借入申込書を受理した融資機関の長は、内容を審査し貸付けを適当と認めたときは、利子補給承認申請書（別記第1号様式）に記入・押印のうえ、知事(団体支援課)に提出するものとする。

オ 借入申込書及び添付書類並びに利子補給承認申請書の提出部数は次のとおりとする。

提出先	借入申込書 (別記第3号様式)	利子補給承認申請書 (別記第1号様式)

借入者から市町村長へ	2部（副2部）	—
市町村長から振興局長へ	1部（副1部）	—
振興局長から知事（団体支援課）へ	融資意見書（別記第9号様式）	—
	1部（正1部）	
借入者から融資機関の長へ	2部（正1部、副1部）	—
融資機関の長から知事（団体支援課）へ	1部（副1部）	1部（正1部）

- (4) 借入者の事業区域が市町村又は、広域本部地域振興局及び県央広域本部（熊本農政事務所）（以下「振興局」という。）の行政区域をこえるものの提出する借入申込書又は利子補給承認申請書は、当該借入金に係る事業実施の所轄市町村又は、所轄振興局長を経由して提出するものとする。

## 2 利子補給の承認

### (1) 振興局長の承認

ア 1の(1)のエ及び(2)のウの規定により利子補給承認申請書を受理したときは、利子補給の適否を決定し、農業近代化資金利子補給承認通知書(別記第11号様式。以下「利子補給承認通知書」という。)により融資機関の長に通知するとともに、その「写し」を所轄市町村長及び熊本県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）会長に送付するものとする。

なお、1の(2)のウの規定による場合は、振興局長は内容を審査の上利子補給の適否を決定するものとする。

イ 利子補給の適否を決定した振興局長は、別に定める農業制度資金管理事務電算処理要領により、承認データを団体支援課に送付するものとする。また、市町村及び融資機関から依頼があった場合は、利子補給承認の状況を、農業近代化資金利子補給承認一覧表（別記第12号様式。以下「利子補給承認一覧表」という。）により送付するものとする。

ウ 承認データを受理した団体支援課長は、毎月3日に、前月の振興局及び団体支援課における全ての利子補給承認の状況を、利子補給承認一覧表により、基金協会会長に送付するものとする。

### (2) 知事の承認

ア 1の(3)により利子補給承認申請書を受理したときは、内容を審査し利子補給の適否を決定するものとする。

イ 利子補給の承認を行ったものについては、利子補給承認通知書を融資機関に交付するとともにその「写し」を所轄振興局長、所轄市町村長及び基金協会会長に送付するものとする。

- (3) 農業近代化資金の利子補給率は、熊本県農業近代化資金利子補給要項第3条の別表に定める率とする。

### (4) クイック融資に係る手続

クイック融資（担い手が営農に伴い必要とする小口資金について、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用して無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組みをいう。以下同じ。）の際の利子補給承認手続については、次に掲げるとおりとする。

ア 特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。）第3の3の(1)により委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関等」という。）は、振興局長に対して利子補給の承認申請を行えば、当該申

請が承認される前であっても、クイック融資による貸付を行うことができる。

イ 県の利子補給が承認されない場合には、要項第2の8の貸付利率が変更されることがあることについて、受任融資機関等から、クイック融資による借入れを希望する者に対し、説明を行うこと。

ウ 受任融資機関等は、クイック融資の貸付決定を行った場合は、当該決定が行われた営業日中に振興局長に対し農業近代化資金クイック融資貸付決定通知書（別記第27号様式）によりFAX又は電子メールにて通知するものとする。

### 3 事業の着工

(1) 農業近代化資金の融資対象事業の着工は、利子補給承認後行うものとし、利子補給承認前着工は原則として認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由により利子補給承認前に事業の着工を必要とするものについては、以下に定める手続により、利子補給承認前に着工することができる。

なお、真にやむを得ない事由とは、次のいずれかの場合とする。

ア 災害応急対策として事業を行う場合

イ 補助事業との関連で着工時期が急迫している場合

(2) 借入者は、融資機関に対し農業近代化資金借入申込書等に農業近代化資金利子補給承認前事業着工届（別記第13号様式）を添えて提出しなければならない。

(3) 融資機関は、借入者から農業近代化資金利子補給承認前事業着工届の提出があった場合は、遅滞なく前記着工届に基づく農業近代化資金利子補給承認前事業着工届（別記第14号様式）を振興局長（ただし、一分共同の場合にあっては知事(団体支援課)）に提出しなければならない。

(4) 振興局長（ただし、一分共同の場合にあっては知事(団体支援課)）は、融資機関から農業近代化資金利子補給承認前事業着工届があった場合は、関係課と協議のうえ、真にやむを得ないと認めるときは、前記着工届を受理するものとし、融資機関に対し農業近代化資金利子補給承認前事業着工届受理書（別記第15号様式）を送付するものとする。借入者は振興局長（ただし、一分共同の場合にあっては知事(団体支援課)）の受理日以後は事業に着工しても差し支えないものとする。

### 4 貸付けの実行

(1) 融資機関は、利子補給承認通知書に基づき貸付実行にあたっては、融資機関が利子補給承認通知書を受理した日から原則として6ヶ月以内に貸付を実行するものとするが、この期限に拘泥することなく、貸付実行にあたっては、借入者が真に資金を必要とする時期に行い、貸付金が長期間滞留することがないようにすることとする。

(2) 融資機関は、利子補給承認のあった者の貸付けの状況について農業近代化資金貸付実行報告書（別記第16号様式。以下「貸付実行報告書」という。）を別に定める農業制度資金管理事務電算処理要領により振興局長（ただし、一分共同の場合にあっては知事(団体支援課)）に提出しなければならない。

(3) 借入者の工事の着工時期が遅延するなどの理由により、資金の所要時期が承認に関する通知を受理した日から6ヶ月以上遅れるような場合は、借入者は融資機関に対し貸付実行猶予届（別記第17号様式）を提出しなければならない。

(4) 融資機関は、借入者から貸付実行猶予届の提出があった場合は、遅滞なく前記猶予届に基づく貸付実行期限延期届（別記第18号様式）を振興局長（ただし、一分共同の場合にあっては知事(団体支援課)）に提出しなければならない。

(5) 借入者は、貸付けを受けるときは、直ちに農業近代化資金借用証書を融資機関に提出しなければならない。

- (6) 融資機関は、貸付けに当たっては借入者に対し、その必要に応じ保証人又は担保物件の設定等の措置を求めるものとする。

## 5 債務保証

借入者が債務保証を受けようとする時の手続は運営要領に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 融資機関は、借入者が基金協会の債務保証を受けようとするときは、借入申込の際に基金協会に対し、その定款及び業務方法書の定めるところにより債務保証の委託申込をするよう指示するものとする。この場合、融資機関は、債務保証委託申込書及び添付書類を添えて基金協会に申し込まなければならないものとする。

- (2) 基金協会は内容を審査し、債務保証に関する諾否を決定し、債務保証承諾通知書を融資機関に、債務保証承諾書を借入者(融資機関経由)に送付するものとする。

なお、上記債務保証承諾通知書及び債務保証承諾書の交付については、書面をもってする交付に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって受信者において具体的内容が確実に記録されるものをいう。)により行うことができるものとする。

- (3) 融資機関は、基金協会から債務保証承諾通知書を受領後、貸付の実行を行い、農業近代化資金金銭消費貸借契約書兼債務保証委託証書(以下「借用証書兼委託証書」という。)を借入申込者より徴求するものとする。

なお、上記借用証書兼委託証書(写)及び貸付実行報告書(基金協会所定様式)を基金協会へ提出するものとする。

## 6 事業の完了

- (1) 借入者は、農業近代化資金事業完了届(別記第20号様式)を融資機関に提出しなければならない。なお、借入辞退又は事業を中止する場合には、別に定める農業制度資金管理事務電算処理要領により、貸付実行報告書にその旨記載のうえ、提出するものとする。

- (2) 融資機関は、前号の事業完了届に基づき、実地に確認するとともにその証拠書類を徴し、保存しておかななければならない。

- (3) 融資機関は、事業完了の確認をしたものを1月ごとに取りまとめ、農業近代化資金事業完了確認報告書(別記第21号様式)を、翌月の10日以内に市町村長を経由のうえ、所轄振興局長に提出しなければならない。ただし、一分共同の場合にあっては、そのつど事業完了届の写しを添付し直接知事(団体支援課)に提出させるものとする。

- (4) 融資機関の事業完了報告の期限は完了から2か月以内とし、所轄振興局長は、事業完了に関する進捗管理を行うとともに、年に1回、1月から12月までに承認した案件について、翌年3月10日までに、事業完了状況報告書(別記第19号様式)により団体支援課に報告するものとする。ただし、一分共同の場合にあっては、知事(団体支援課)が当該進捗管理及び報告書の作成を行う。

## 7 利子補給金の請求及び交付

- (1) 農業近代化資金を貸し付けている融資機関は、1月1日から6月30日までの期間に係るものにあつては同年8月20日までに、7月1日から12月31日までの期間に係るものにあつては翌年2月20日までに農業近代化資金利子補給金請求書(別記第22号様式。以下「請求書」という。)を知事(団体支援課)に提出しなければならない。

- (2) 知事は、内容を審査し、相当と認めるときは、30日以内に農業近代化資金利子補給金を交付するものとする。ただし、調査のため日時を要したときはこの限りでない。
- (3) 農業近代化資金の利子補給に関しては、熊本県農業近代化資金利子補給要項（平成元年熊本県告示第118号の2。以下「利子補給要項」という。）の定めるところによるものとする。

## 8 利子補給の承認取消し、利子補給金の返還

- (1) 知事は、融資機関又は借入者が法令、利子補給要項、利子補給契約書又はこれらに基づく知事の命令に従わなかったときは、当該融資機関に対し利子補給の承認決定を取消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。
- (2) 前項により返還を命ぜられた融資機関は、直ちに当該利子補給金を返還しなければならない。

## 9 資金の適正管理

- (1) 個人及び二分共同の場合にあつては、融資機関は、利子補給承認後に次のいずれかに該当する事業計画の変更がある場合には、農業近代化資金利子補給変更承認申請書（別記第24号様式。以下「利子補給変更申請書」という。）を所轄市町村長を経由のうえ、所轄振興局長に提出しなければならない。
  - ア 事業費が当初事業計画より20パーセント以上増減するとき。
  - イ 貸付対象事業のうち、主要な施設、機器、資材又は工事の規模、性能又は数量について大幅な変更（20パーセント以上）をしようとするとき。
  - ウ 災害、事故その他特に必要と認められる以下の理由により償還期限の延長等を行うとき。
    - (ア)災害  
暴風雨、豪雨、地震、噴火、降灰、暴風浪、高潮、降雨、低温、降雪、降霜、降ひょう、その他異常な天然現象による災害。
    - (イ)事故  
火災、盗難、その他借受者の責めに帰さない理由による事故。
    - (ウ)その他特に必要と認められる理由  
借受者（借受者が団体である場合は、その団体を構成する農業者）又はその者と同居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷、その他やむを得ない事由。
- (2) 振興局長は、前項の利子補給変更申請書について、内容を審査し、やむを得ないものと認めるときは、農業近代化資金利子補給変更承認通知書（別記第25号様式。以下「利子補給変更承認通知書」という。）を所轄市町村長を経由し当該融資機関に交付する。
- (3) 一分共同の場合にあつては、利子補給変更申請書は、直接知事（団体支援課）に提出するものとし、知事は、内容を審査しやむを得ないものと認めるときは、利子補給変更承認通知書を交付するものとする。
- (4) (2)及び(3)により利子補給変更の承認を行った場合は、その「写し」を2の(1)及び(2)に準じて関係機関に送付するものとする。
- (5) 融資機関は、利子補給変更承認のあったものについては、その実行に際し借用証書の変更等の事務処理を確実に行わなければならない。
- (6) 融資機関は、必要と認めるときは借入者から報告を求め、又は実地に調査して資金の適正な管理に当たるとともに、借入者に対し適切な指導助言を行うものとする。

- (7) 農業近代化資金の借入れにより行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金（日本たばこ産業株式会社補助金を含む。）の交付決定を受けたときは、償還期限にかかわらず、交付のあった後これを遅滞なく借入金債務の弁済にあてるものとする。

#### 10 経理

- (1) 融資機関は、一事業ごとに別段貯金口座を設け、原則として借受者の事業計画に基づく自己資金が当該別段貯金口座に払い込まれた後に、資金を払い込むものとする。
- (2) 融資機関は、払い出しに当たっては、借受者から請求書（事業費明細添付）伝票等を徴して事業費を確認するものとする。
- (3) 融資機関は、払い出しを行ったときは、必ず領収書を徴収し、少なくとも償還期間中は請求書、伝票等とともに証拠書類として保管しておくものとする。
- (4) 融資機関は、貸付実行に際して、当該貸付金が貸付けの目的以外に使用されること等を防止するため常に経理上万全の措置をとらなければならない。特に以下の場合には借入金の全部又は一部について速やかに繰上償還させるものとする。
- ア 借入者がこの借入金を目的以外の用途に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないとき。
- イ 借入者が、借入金により改良、造成又は取得した施設（土地を含む。以下「施設等」という。）を他に譲渡若しくは目的以外の目的で使用したとき、施設等が公用収用されたとき又は施設等に係る事業を中止したとき。

#### 11 検査

知事は、農業近代化資金の貸付け又は使途の状況について必要と認めるときは、融資機関から報告を徴し、又はその職員をして実地に検査させるものとする。

### 第3 融資残高の報告

融資機関は、融資残高の移動状況等についての報告を「農業制度資金管理事務電算処理要領」に基づき、個人及び二分共同の場合は振興局、一分共同の場合は県(団体支援課)に、随時報告することとする。

### 第4 雑則

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成14年8月1日から施行し、同日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成14年12月10日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成15年12月16日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成16年5月18日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成16年10月13日から施行し、平成16年8月31日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成17年8月8日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則  
この要領は、平成 18 年 5 月 22 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則  
この要領は、平成 18 年 11 月 9 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 19 年 5 月 23 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則  
この要領は、平成 22 年 1 月 15 日から施行し、平成 21 年 12 月 4 日から適用する。

附 則  
この要領は、平成 23 年 5 月 20 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則  
この要領は、平成 26 年 7 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則  
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、令和 3 年 4 月 21 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則  
この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、令和 6 年 4 月 11 日から施行する。



第1表

借入申込書の添付書類一覧表

添付書類名	様式	法人及び 団体でない 農業者	団体		農協等
			1戸 1法人	法人及び 任意団体等	
1 団体及び構成員の経営概要等	別記第4号様式			○	—
2 事業計画書(機械導入にあたっては、別記第6号様式を追加添付)	" 5、6 "			○	○
3 事業実施の効果概要書	" 7 "			○	○
4 事業実施後の収支予想書	" 8 "			○	○
5 定款若しくは規約、又はこれに準ずるもの			○	○	○
6 業務報告書(農協、法人、会社等にあつては最近3年分)又は前年度収支決算書			○	○	○
7 本事業を承認した総会並びに理事会の提出議案及び議事録(写)			○	○	○
8 融資意見書	別記第9号様式			○	○
9 国、県、市町村等から補助金を受けるものは、補助事業計画書				○	○
10 敷地を取得する場合には敷地売買(仮)契約書			○	○	○
11 最近時の財務試算表又はこれに準ずるもの				○	○
12 他の法令等により許可、認可等を要するものは許可、認可等を受けたことを証するもの		○	○	○	○
13 地区内又は建設地附近の地図				○	○
14 敷地内配置図		○	○	○	○
15 設計書、見積書		○	○	○	○
16 農業協同組合法施行令第3条の2適合状況表					○
17 畜産の事業にあつては、事業経営計画書(別記第10号様式を追加添付)	参考様式1~4	○	○	○	○
18 運営要領第3条の2に該当する場合にあつては、飼養衛生管理基準遵守状況確認書		○	○	○	○
19 その他知事が特に必要と認めて指示するもの		○	○	○	○

(別記第1号様式)

## 農業近代化資金利子補給承認申請書

年 月 日

熊本県知事 ( 氏 名 ) 様  
市町村長 ( 氏 名 ) 様

融資機関住所  
名称  
代表者氏名

農業近代化資金を別添借入申込書のとおり貸し付けたいので、利子補給を承認されるようお願いいたします。

基準金利 (%)	貸付利率 (%)	利子補給率 (%)

借入申込書を添付してください

(別記第2号様式)

## 農業近代化資金貸付合計額承認申請書

年 月 日

熊本県知事 ( 氏 名 ) 様

融資機関 住所  
電話  
名称  
代表者氏名

農業近代化資金助成法施行令第3条第2号の規定により、農業者に対する貸付金の合計額について、下記のとおり承認されるよう申請します。

### 記

- 1 貸付の相手方
- 2 承認を受けようとする貸付金の合計額
  - (1) 既貸付金の合計額
  - (2) 今回の貸付予定額
- 3 承認を受ける理由
- 4 既貸付金の貸付時期、貸付額及び残額、並びに貸付対象施設名

(注) 借入申込書(添付書類を含む。)を添付すること。

(別記第3号様式)

# 農業近代化資金借入申込書

下記のとおり農業近代化資金を借りたいので申し込みます。

(融資機関の長) 様

(農協で記入する)

申 込 者	ふりがな																					融資機関 コード					
	住所	〒 -																				CIF コード					
者	ふりがな											生年月日	年 月 日		電話番号	- -											
	氏称 代表者											設立年月日	事業概要		売上高	従業員数											
資金種類	号資金 ( 号資金と 号資金のセット)										毎年1月20日元金均等償還。利息支払日は元金償還日とする。																
申込金額	¥			近代化借入利率	年 %		償 還 方 法	初回:	年1月20日 ¥		第2回:		年1月20日 ~ 第 回: 年1月20日		最終回:		年1月20日 ¥		(償還元金合計) ¥								
希望時期	年 月 日		県単借入利率	年 %		¥ × 回 = ¥																					
償還期間	年(うち据置 年)																										
今回の 事業概要	事業名					概要(構造・規模・数量等)					農業近代化資金の既借入額																
事業実施予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日										当初借入額 ( 件) 千円		今回借入後総額 ( 件) 千円													
農業信用基金協会の債務保証		有 ・ 無 (どちらかを で囲んでください。「無」の場合は、担保等の資料を必要に応じて添付してください。)																									
資金の調達計画		( 調 達 内 容 )										認定就農計画		農業経営改善計画													
事業費総額	千円	この借入金	千円		その他借入金	千円		補助金等	千円		自己負担金	千円		1 有	1 有												
					借入先						現金・預金			2 無	2 無												
					借入時期						その他			3 予定	3 予定												
					借入金額																						

(別記第3号様式の2)

### 債務保証委託申込書

熊本県農業信用基金協会 御中

融資機関	
支所	
コード	

印鑑使用願います。

*該当する資金名を で囲む	
【資金名】	【協会コード】
・農業近代化資金(個人・担い手)	:008
・ " (個人・認定農業者)	:009
・ " (法人・担い手)	:010
・ " (法人・認定農業者)	:011
・農業改良資金	:030
・農業経営基盤強化資金	:142・143
・経営体育成強化資金	:152

下記の借入について貴会の保証を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

申込者	ふりがな住所																(農協で記入する)										
	住所	〒 -															CIFコード										
申込者	ふりがな氏名																生年月日	年	月	日	電話番号	-	-				
	氏名	印															*連帯債務者・保証人がある場合は氏名を記載してください。										
借入金額	千円															償還方法		元金及び利息の償還日									
借入金用途																1.元金均等		毎年 月 日									
利率	年 %															2.元利均等		第1回償還日 年 月 日									
借入予定日	年 月 日															*該当する方を で囲む		最終償還日 年 月 日									
保証料	全期間一括前取 (*借入時に一括支払)																	第1回~第 回 ¥ 円									
																		第 回~第 回 ¥ 円									
																		第 回~第 回 ¥ 円									
特記事項 (融資機関の意見等)																上記の通り融資することに決定したので、貴会に保証を願います。											
																年 月 日											
																印											

協 会 処 理 欄	会長	専務	事務局長	審査課長	課長代理	調査役	係	起案者	登録	検印			
	担保・保証人の有無		有・無	年度	保証番号	特定	農・そ	保証範囲	保・徴	出資	償還	元利償還1	
	保証料率		年 %					1・2		1・3	1		
	特別準備金の対象		有・無	元利償還2	用途	公庫	条件	保険	求保	原保	担保		
	保証残高	近代化資金	千円	所見									
	農業改良資金	千円											
	その他の資金	千円											
	合計	千円											

## 団体及び構成員の経営概要等

### 1 団体の概要

名 称				
主たる事業所の所在地	郡	町	大字	番地
	市	村		
会 員 数				
事業の概要				
設立の時期	設立	年	月	日
代表者の氏名	役名	(氏名)		
資産の概要及び その他の参考				

(注) 約款又は規約を添付すること

### 2 構成員の経営概要

番号	氏名	対象者の区分		経営の概要		
		ア・認定農業者 ウ・主業農業者等	イ・認定就農者 エ・経営主以外	主要作目名	規模 (a、頭)	農業粗収益 千円

(注) 対象者の区分欄には、熊本県農業近代化資金貸付要項第2の1の(1)に基づき、構成員の該当する区分を記入する。(該当しない者は空欄)

### 3 構成員の資金調達計画

番号	氏名	農業近代化資金	その他借入金	自己負担金	その他	計

(別記第5号様式)

## 事業計画書

(本様式の掲載内容と同様の資料がある場合は、当該資料の添付をもって、これに代えることができる。)

区分	所在地	名称又は種類	構造の概要	購入の予定先	員数	単価	所要資金			うち現金支出額	備考
							金額	附帯費用金額	計		
土地					m	円	円	円	円		
建物					m						
設備											
合計											

注1 「名称又は種類」のうち「土地」にあつては、現況を記入すること。

注2 「事業の種別」のうち「土地」にあつては、購入地、所有地、借地の別を、「建物」及び「設備」にあつては、新設、改良の別を記入すること。

### 2 事業実施の予定時期

事業の区分	事業着手時期	事業完了予定時期	操業開始予定時期	備考

注 「事業の区分」は、計画詳細の「名称又は種類」ごとに記入すること。

(別記第6号様式)

## 農業機械利用計画書

### 1 今回導入しようとする農機具

機械名 ( )

型式 ( )

規格・馬力 ( )

### 2 経営の概要

主たる経営形態			
耕作面積	水田 a	畑 a	計 a

(注)受託面積含む

### 3 今回導入機械の利用計画

時期	田畑	作物名	面積			備考
			前年実績	本年計画	次年計画	
春夏作	田		a	a	a	
	畑					
秋冬作	田					
	畑					
その他	温室等					
合計						

(注)受託面積を含む



(別記第7号様式)

## 事業実施の効果概要書

(本様式の掲載内容と同様の資料がある場合は、当該資料の添付をもって代えることができる)

品目																					取扱高合計			
	面積 頭数	生産 数量	取扱高			面積 頭数	生産 数量	取扱高			面積 頭数	生産 数量	取扱高			面積 頭数	生産 数量	取扱高				円	千円	千円
			数量	単価	金額			数量	単価	金額			数量	単価	金額			数量	単価	金額				
現況																								
計画																								
備考	近代化資金の対象物の利用計画(利用の時期、日数、管理方法等)																							

- 注 1 品目は、米、麦、雑穀、なたね、甘しょ、果実、生乳、まゆ、茶等取り扱う品目をそれぞれ別個に記入すること。  
 2 数量は、単位(メートル法によること)を明示して記入すること。  
 3 この表には、借入金に係る施設が取り扱う品目について記入すること。

(別記第8号様式)

## 事業実施後の収支予想書

(本様式の掲載内容と同様の資料がある場合は、当該資料の添付をもって代えることができる。)

項目	年度別	現況(前年度実績)		年度見込み	
		金額	算出基礎	金額	算出基礎
収 入					
	計				
支 出					
	計				
差引損益					
(摘要)					

(別記第9号様式)

## 農業近代化資金融資意見書

融資機関名			借入者氏名		
住所					
借入金額		事業費総額		資金使途	
借入者の農業経営の概要					
本事業に対する意見					
年 月 日					
関係機関名 職名 氏名					

(別記第10号様式)

畜産関係制度資金  
借入申込書添付資料

第 年 月 日

熊本県知事

様

市町村長職氏名

## 畜産関係制度資金に対する意見について

管内下記の者から 資金の借入申込みがあったので、各種法規制及び畜産環境汚染、特に悪臭防止法による規制の見地より検討の結果、記載のとおり判断したので通知します。

### 1 借入申込者について

- (1) 住所、氏名
- (2) 事業の所在地
- (3) 畜舎建設予定地の地目

### 2 畜舎及び経営規模

畜種名	現況経営規模	目標経営規模
3 事業費	円	借入申込金額
		円

### 4 畜産環境汚染防止に対して、借入申込者が行う具体的な措置

### 5 各種法規制について

- (1) 都市計画法による市街化地域、用途指定地域の内外の区別
- (2) 農業振興地域の内外の区別
- (3) 農振法に基づく農用地区域の内外の区別
- (4) 農地法に基づき農地転用を必要とする場合転用手続きの状況
- (5) 水質汚濁防止法に基づく特定施設設置届の状況
- (6) 建築基準法による建築確認手続きの状況
- (7) 悪臭防止法による規制地域内外の区別

### 6 総合意見

[参考事項]

畜産公害に対する市町村の指導方針及び措置

融資対象者に対する指導方針及び措置

悪臭防止法による規制地域内畜産事業に対する市町村の施策





(別記第13号様式)

## 農業近代化資金利子補給承認前事業着工届

年 月 日

融資機関 様

借入希望者 住所

氏名

年 月 日付けで借入申込希望書又は借入申込書を提出した農業近代化資金に係る事業を、下記の理由により利子補給承認前に着工したいのでお届けします。  
なお、農業近代化資金の対象とならない場合は、自己資金等により処置しますので申し添えます。

### 記

- 1 資金種類
- 2 事業種類
- 3 事業費
- 4 借入希望額
- 5 着工予定年月日
- 6 しゅん工予定年月日
- 7 事前着工を必要とする理由

- (注) 1 補助事業に係るものについては、補助金の額、補助事業計画承認申請日及び交付決定前着工承認日等を事業費の欄に併せて記入すること。  
2 知事受理日以後に事業着工すること。

(別記第14号様式)

## 農業近代化資金利子補給承認前事業着工届

第 年 月 日

熊本県知事 様

融資機関 住所  
名称  
代表者氏名

年 月 日に借入申込希望書又は借入申込書の提出があった農業近代化資金に係る事業について、下記の者から別添写しのとおり利子補給承認前に着工したい旨の届がありましたので、お届けします。  
なお、農業近代化資金の対象とならない場合は、自己資金等により処置しますので申し添えます。

記

事業主体名

- (注) 1 別添とは借入者から提出された農業近代化資金利子補給承認前事業着工届(別記第13号様式)をいう。  
2 知事受理日以後に事業着工するよう指導すること。



(別記第15号様式)

## 農業近代化資金利子補給承認前事業着工届受理書

第 年 月 号  
年 月 日

融資機関 様

熊本県知事

年 月 日付け 第 号で事業着工届のあった農業近代化資金融資対象事業について、  
年 月 日付けで受理しました。

# 農業近代化資金貸付実行報告書

熊本県知事 様

さきに承認を受けました標記資金について下記のとおり  
貸付実行いたしましたので報告します。

融資機関名  
代表者名

年	月	県振興局	融資機関名	支店名	機関コード	支店コード

承認番号	氏名	実行額 千円	第1回 償還日	償還額 円	第1回	償還 期間 据置 期間	県 補給率 %	市町村 コード	債務 保証	転・貸	資金別内容					実行日	公庫 貸付 決定日	変更実行額 千円	借入金利 % 金利適用 の状況	資金交付日 資金交付額 千円 (公庫のみ)	貸出番号 (農協 系)	チ ェ ッ ク
					2回以降						細目 1	細目 2	細目 3	細目 4	細目 5						貸付決定番 号 (公 庫系)	
					最終回																	

- 注1) 承認どおり実行の場合はチェック欄に1.金額等を変更して実行の場合はチェック欄に2.分割して実行(公庫系のみ)の場合はチェック欄に3.この報告書提出時に未実行の場合はチェック  
辞退等の場合はチェック欄に6.をそれぞれ記入のこと。
- 注2) 金利適用の状況欄は、決定された適用金利に を記入すること。

(別記第17号様式)

## 農業近代化資金貸付実行猶予届

年 月 日

融資機関長 様

借入者 住所  
氏名

年 月 日に借入予定しておりました農業近代化資金について、下記のとおり借入を繰り下げたいのでお届けします。

### 記

承認月	利子補給承認額	当初借入予定日	変更借入予定日
年 月		年 月 日	年 月 日
工事等の当初計画		工事等の予定	
内容	時期	内容	時期
貸付実行猶予の理由			

利子補給承認通知受理後貸し付けが6ヶ月以上遅れるとき提出のこと。

(別記第18号様式)

## 農業近代化資金貸付実行期限延期届

年 月 日

熊本県知事 様

融資機関 名称  
代表者氏名

年 月 日に利子補給承認を受けた農業近代化資金の貸付実行期限を下記のとおり延期したいので  
お届けします。

記

利子補給承認番号	氏名	利子補給承認額	承認通知受理日	貸付予定日	変更貸付予定日
			年 月 日	年 月 日	年 月 日
延期の理由					
融資機関の意見					



(別記第20号様式)

# 農業近代化資金事業完了届

年 月 日

融資機関長 様

借入者 住所  
氏名

月 日付で貸付けを受けた農業近代化資金に係る事業を、下記のとおり完了したので、お届けします。

記

事業名				借入額	千円
事業費 総額	借入金申込書金額			事業着手年月日	
	実績額			事業完了年月日	
実績の内訳	施設(品目)名	数量	単価	金額	構造、型式、銘柄等
事業実施地					
代金の支払	年月日	金額	支払先	品目等の内訳	
	計				

## 融資機関の確認

事業実績総額		千円	
上記財源	補助金、交付金等	千円	
	その他 (A)	千円	
(A)の額×融資率	千円	貸付金超過額	千円
帳簿、領収書等の整備		有 ( 千円) 無	
確認の結果、措置(指示)いた事項、法令、要項等に違反している事項			
確認年月日		確認者氏名	



(別記第22号様式)

## 農業近代化資金利子補給金請求書

( 年 月 日 ~ 年 月 日)

年 月 日

熊本県知事 様

融資機関住所  
名称  
代表者名

農業近代化資金の利子補給金

円を別紙計算明細書のとおり請求します。



(別記第24号様式)

## 農業近代化資金利子補給変更承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

融資機関 住所  
名称  
電話  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で承認を受けた農業近代化資金について、下記のとおり変更したので承認されるよう申請します。

### 記

#### 1 変更申請事項

項目	既承認事項	変更申請事項
1 借入者名		
2 事業内容・規模等		
3 事業費総額		
4 貸付(承認)金額		
5 貸付利率		
6 県利子補給率		
7 償還期限		
8 据置期間		
9 償還回数		
10 償還額	第1回	第1回
	2回目以降	2回目以降
11 市町村		

2 貸付年月日

3 変更予定年月日

4 変更の理由

- (注) (1) 借入者の変更申込書及び事業計画書(実績書)を添付すること  
(2) 償還期限、据置期間の変更にあつては、償還計画書を添付すること



(別記第26号様式)

年 月 日

熊本県知事 様

融資機関 住所  
名称  
電話  
代表者氏名

農業近代化資金融通措置要項第3の7に基づく「融資率が100分の80をこえることとなる場合」の報告について

このことについて、 年 月 日付け 第 号で利子補給承認を受けた農業近代化資金について、事業実施の結果下記の通り融資率が100分の80をこえましたが、内容については止むを得ないものと認められますので報告します。

記

	既承認内容	事業実施後内容
1 借入者名		
2 貸付金額 A	万円	万円
3 資金用途		
4 事業費総額 B	千円	千円
内 訳	国費 C	千円
	県費 D	千円
	その他 E	千円
	自己負担 F = B - C - D - E	千円
5 融資率 $G = A / F * 100$ (少数第1位未満四捨五入)	%	% (90%以内であること)
6 事業費が申請時を下回った理由		

### 農業近代化資金クイック融資貸付決定通知書

熊本県知事 様  
〔 広域本部 地域振興局  
( 県央広域本部熊本農政事務所)  
農業普及・振興課扱い 〕

(融資機関)

名称  
住所  
電話  
代表者名

年 月 日付けで農業近代化資金利子補給承認申請を行ったこのことについては、以下のとおり貸付決定を行いましたので通知します。

借入申込者	住所	〒	
	氏名		
	農業経営改善計画の認定年月日		
	同 認定番号		
貸付決定金額(千円)			
貸付実行予定日			
貸付利率			
償還期限(うち据置期限)			
初回償還日			
元金均等額(千円)			
備考			